

株 主 各 位

京都市右京区梅津西浦町14番地

サンコール株式会社

代表取締役社長 山主 千尋

第99期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第99期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後4時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 京都市右京区梅津西浦町14番地 当社会議室
3. 目的事項

- 報告事項
1. 第99期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第99期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会終了後、株主の皆様へ、より当社をご理解いただくため、株主交流会を開催いたしますので、ご参加くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.suncall.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 当日ご出席いただきました株主様にお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、お土産は、ご出席の株主お一人様につき1つとさせていただきます。

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境は改善しましたが個人消費が伸びず、景気は緩やかな回復に止まりました。海外では、中国経済の減速の影響はアジア新興国を始め周辺国経済に及びましたが、欧州では個人消費が経済を下支えし、米国でも雇用や所得環境の改善により、緩やかな景気回復が続きました。

当社グループの主な事業領域である自動車業界では、国内市場は軽自動車の販売が大きく落ち込む等新車販売台数は前年度を下回る結果となりました。一方、世界市場では中国や景気回復が続く米国では高い需要を維持しました。

このような環境の下、当社グループは自動車関連では米国・中国での販売が大幅に増加し、プリンター関連はベトナム・タイで伸長した結果、売上高はHDD用サスペンションの需要減少を吸収し367億30百万円（前年度比2.6%増）となりました。営業利益はHDD用サスペンションの減収に加え、メキシコ子会社の量産準備費用増や不採算製品の受注量増等により21億13百万円（同17.4%減）となりました。また第4四半期の急激な円高による為替評価損や海外合併会社の立上げ遅れに伴う持分法投資損失が発生し、経常利益は15億22百万円（同54.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億42百万円（同51.4%減）となりました。

製品区分別連結売上高は、次のとおりとなりました。

[精密機能材料]

精密機能材料は、国内販売は減少しましたが、堅調な海外向け販売と円安効果により、売上高は前年度と同水準の41億85百万円となりました。

[精密機能部品]

精密機能部品は、国内では自動車販売台数低迷の影響を受けましたが、海外拠点の販売はエンジン用やミッション用部品を中心に好調に推移しました。結果として、売上高は224億84百万円（前年度比10.0%増）となりました。

[サスペンション]

サスペンションは、第2四半期以降HDD需要が回復しなかったことや新製品の立上げ遅延等により、売上高は37億99百万円（前年度比22.6%減）となりました。

[プリンター関連]

プリンター関連製品は、香港子会社では販売不振が続きましたが、ベトナムおよびタイ子会社のローラー販売が好調を維持し、売上高は42億96百万円（前年度比10.9%増）となりました。

[デジトロ精密部品]

デジトロ精密部品は、日本国内でのOA機器用部品や北米子会社での光通信部品の販売が低迷したため、売上高は18億30百万円（前年度比5.1%減）となりました。

製品区分の名称	売上高（百万円）	構 成 比	前年度比増減
精 密 機 能 材 料	4,185	11.4%	2.6%減
精 密 機 能 部 品	22,484	61.2%	10.0%増
サ ス ペ ン シ ョ ン	3,799	10.3%	22.6%減
プ リ ン タ ー 関 連	4,296	11.7%	10.9%増
デ ジ ト ロ 精 密 部 品	1,830	5.0%	5.1%減
そ の 他 製 品	133	0.4%	62.9%減
合 計	36,730	100.0%	2.6%増

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

・当社 京都本社工場

自動車用精密部品の製造設備の増強および移設（製品区分：精密機能材料）

自動車用部品精密異形材料の製造設備の増強（製品区分：精密機能材料）

HDD用サスペンションの新設および増強（製品区分：サスペンション）

・当社 豊田工場

自動車用精密部品の製造設備の増強（製品区分：精密機能部品）

・SUNCALL AMERICA INC.

自動車用精密部品の製造設備の増強（製品区分：精密機能部品）

・SUNCALL HIGH PRECISION (THAILAND) LTD.

自動車用精密部品の製造設備の増強（製品区分：精密機能部品）

・SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A.DE C.V.

自動車用精密材料および精密部品用の工場施設の建設（製品区分：精密機能材料および精密機能部品）

自動車用精密材料の製造設備の新設（製品区分：精密機能部品）

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

・当社 京都本社工場

自動車用精密材料製造設備の新設（製品区分：精密機能材料）

自動車用精密異形材料製造設備の新設（製品区分：精密機能材料）

HDD用サスペンション製造設備の新設および増強（製品区分：サスペンション）

・SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A.DE C.V.

自動車用精密材料製造設備の新設（製品区分：精密機能材料）

・SUNCALL AMERICA INC.

自動車用精密機能部品製造設備の新設および増強（製品区分：精密機能材料）

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

上記設備投資等の必要資金につきましては、平成28年3月31日時点で当社グループの子会社において、金融機関より長期借入金として11億71百万円の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

世界経済が大きく変動する中、顧客の海外生産移管が急速に進み、新興国メーカーとの激しい競争等、当社グループを取り巻く環境は厳しさを増してきています。

当社グループは、現在進めている中期経営計画において、コア技術である精密塑性加工技術をベースに、自動車やデジタル製品、光通信のグローバル市場でのシェア拡大を進め、連結売上高500億円を目指しております。その中で、次の項目を対処すべき主な課題として、収益力の向上に取り組んでまいります。

① 自動車関連事業の拡大

グローバル市場での競争が激化する中、既存製品群とその応用製品での販売拡大を進めます。自動車関連事業は、2020年頃には世界販売台数として約1億台が予想され、さらに成長が見込める市場と考えております。そこで、自動車関連事業が当社連結売上の約70%を占める当社は、自動車市場における強みを大いに発揮し、さらに一層のシェアの維持・拡大に努めてまいります。

(ア) 弁ばね用材料事業の拡大

弁ばね用材料事業において、今後、業界全体および当社への需要が伸びる可能性が高く、例えば中国における2015年後半から見られた販売量増加、およびメキシコにおける需要旺盛等により、さらなるシェア拡大の余地が十分に見込まれます。当社は、この潮流を踏まえて、グローバルな生産体制の整備を行っており、京都工場においては既にフル操業、メキシコにおいては2016年には垂直立上げを行い、BCP対応も含めて万全の態勢で臨んでまいります。

(イ) 「材料から製品まで一貫生産」の強みを活かす

・シートベルト用ぜんまいばねと材料のシェア拡大

シートベルト用ぜんまいばね事業におきましては、世界的にますます右肩上がりの需要が見込まれます。そこで当社は、材料の供給能力の増強、材料の韓国合併会社への移管および外販の拡大、速水発条株式会社との合併会社を通じた北米市場参入等によりシェア拡大を目指します。

・ミッション用高強度ばねの採算改善

自動車ATミッションの多段化が進み、衝撃吸収のための高強度ばねに対する需要、アイドリングストップから発車する際に発生する衝撃吸収・緩和に対する需要の拡大が見込まれることから、採算改善を強力に進めてまいります。具体的には、手動から自動化ラインへの変更、外注工程の内製化、自動検査機・測定機の導入、および弁ばね用材料からの転用等により生産体制を整備してまいります。

・材料開発

さらに当社は、「材料から製品までの一貫生産」の強みを一層強化するため、HV車用弁ばね材料の開発、および製品から材料へのフィードバック等も上記施策に併せて行っ

② HV・EV・PHV・FCV車向け新製品開発と自動車以外への展開

当社は、これまで注力してまいりましたHV・EV・PHV・FCV車向け新製品開発において培いました精密塑性加工技術・塗装技術・接合技術を、自動車分野以外にも展開してまいります。具体的には次のとおりです。

・シャントonバスバー

本製品は、バスバー一体型の電流センサーであり、シンプル構造で低コスト、一体型で省スペース、かつ高精度であることから、Li-ion電池の大電流まで高精度に検出可能であり、車載やエネルギー分野における電流検出、電流制御、電流監視、家庭用・産業用バッテリーマネジメントへの使用が可能な製品です。

・バスリング

当社のバスリングは、モーターの配線作業を大幅に簡素化できる新しいバスリングで、1本の銅の平角線からの成形でプレス金型が不要であり、小ロット対応が可能な製品です。これによりHV車、EV車等のモーター、産業用モーター等に使用が可能な製品です。

・ワイヤレス給電コイル

当社の給電コイルは、当社の異形断面材のエッジワイズ曲げ技術、およびリアクトコイルの加工後塗装技術の応用等による大電流用の非接触給電コイル製品であり、異形断面性による丸線の約半分のコイル厚、および加工後塗装による高い耐電圧性および安定形状による周波数安定性を有しております。これらの特性により、当社の給電コイルは、EV車や電車等大電流用の給電コイル、高速道路の移動給電システム用給電コイル等に使用可能な製品です。

・角線マグネットワイヤ

当社のモーターコイル用マグネットワイヤは、当社の特許技術・圧延技術により実現した角線を使用することによりモーターの小型化、ならびにアルミ製による軽量化および耐熱性の向上等の特性を有しております。これらの特性により、当社のモーターコイル用マグネットワイヤは、車載モーターや電気製品搭載モーターのコイル材として使用可能な製品です。

③ 医療・介護機器市場への参入

当社は、当社の精密塑性加工技術を利用し、医療機器・福祉トレーニング機器分野への進出に向けて鋭意製品開発を進めております。具体的には、当社は、病気や事故による歩行困難な状況を必要なタイミングで最小の力でアシストを行うことで患者本来の歩行能力に戻すことが可能な装着型運動支援装置「KAI-R」の事業化を進めております。当社は、2016年中に医療機器製造販売事業の認証を取得し、その後2017年中に量産体制準備を行った上で、2018年には量産機生産を開始するとともに、病院・リハビリ施設への販売展開を計画しております。

④ 環境・エネルギー関連市場への参入

当社は、独自開発した連続炭化装置により、竹を燃やすことなく炭にすることに成功しております。当社の技術の特性としましては、高温水蒸気を使用しているため炭化のために材料を燃やす必要が無いため、CO₂削減が可能です。また、炭化の際の圧力が常圧であり爆発の危険もありません。なお今後は、付加価値の高い微粒子炭の内製化と用途開発に挑戦してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成24年度 第96期	平成25年度 第97期	平成26年度 第98期	平成27年度 (当連結会計年度) 第99期
売 上 高 (百万円)	31,360	34,282	35,816	36,730
営 業 利 益 (百万円)	2,137	3,127	2,557	2,113
経 常 利 益 (百万円)	2,741	3,757	3,352	1,522
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,867	2,498	2,143	1,042
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	58.90	78.78	67.58	32.87
総 資 産 (百万円)	35,499	39,691	44,903	43,048

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
サンコールエンジニアリング株式会社	百万円 30	% 100.0	精密機能部品の製造および販売
サンコール菊池株式会社	百万円 70	100.0	精密機能部品の製造および販売
SUNCALL AMERICA INC.	千米ドル 9,000	100.0	精密機能部品の製造および販売なら びにデジトロ精密部品の販売 (米国 インディアナ州、サウスカロライナ州)
SUNCALL CO.,(H.K.)LTD.	千香港ドル 4,050	100.0	プリンター関連部品およびデジ トロ精密部品の販売 (中国 香港)
SUNCALL HIGH PRECISION(THAILAND)LTD.	千タイバーツ 100,000	100.0	プリンター関連部品および精密機 能部品の製造および販売 (タイ国)
SUNCALL TECHNOLOGY VIETNAM CO.,LTD.	千米ドル 6,000	100.0	プリンター関連部品の製造およ び販売 (ベトナム国)
SUNCALL (Guangzhou) CO.,LTD.	百万円 1,290	100.0	精密機能部品の製造および販売 (中国 広州)
Suncall Technologies (SZ) Co.,Ltd.	千米ドル 6,000	100.0 (100.0)	プリンター関連部品およびデジ トロ精密部品の製造および販売 (中国 深圳)
Suncall (Guangzhou) Trading Co.,Ltd.	百万円 120	100.0	精密機能材料の販売 (中国 広州)
SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A.DE C.V.	百万墨ペソ 280	100.0	精密機能材料および精密機能部 品の製造および販売 (メキシコ アグアスカリエンテス州)
SUNCALL (Tianjin) Co.,Ltd.	百万円 340	100.0	精密機能部品の製造および販売 (中国 天津)

(注) 当社の出資比率の () 内は、間接出資比率で内数であります。

③ その他

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

製品区分の名称	事業内容
精密機能材料	オイルテンパー線、硬鋼線、ピストンリング材、精密異形線、精密細物ピアノ線等の製造・販売
精密機能部品	自動車エンジン用弁ばね、ＡＴ部品、自動車用安全装置機能部品、ＡＢＳ用センサーリング、ＡＢＳ用アクチュエーター、バルブコッター、ブーツクラップ、各種異形ばね、異形リング、細工ばね、薄板ばね、リアクトルコイル、バスバー等の製造・販売
サスペンション	ハードディスク装置用サスペンションの製造・販売
プリンター関連	プリンター用精密紙送りローラー等の製造・販売
デジトロ精密部品	情報機器部品、光ファイバー用精密部品、電子回路検査機器用プローブ等の製造・販売
その他製品	精密カム、トライカム、自動化装置等の製造・販売

(8) 主要な事業所および工場

会社名	事業所名	所在地
当社	本社・工場	京都府
	東京支店	神奈川県
	名古屋支店	愛知県
	西日本支店	京都府
	北関東営業所	栃木県
	上田営業所	長野県
	浜松営業所	静岡県
	西日本営業所	広島県
	豊田工場	愛知県
	広瀬工場	愛知県
サンコールエンジニアリング株式会社	本社・工場	山梨県
サンコール菊池株式会社	本社・工場	熊本県
SUNCALL AMERICA INC.	本社・工場	米国（インディアナ州）
	営業所	米国（サウスカロライナ州）
SUNCALL CO.,(H.K.) LTD.	本社	中国（香港）
SUNCALL HIGH PRECISION (THAILAND) LTD.	本社・工場	タイ国
SUNCALL TECHNOLOGY VIETNAM CO.,LTD.	本社・工場	ベトナム国
SUNCALL (Guangzhou) CO.,LTD.	本社・工場	中国（広州）
Suncall Technologies (SZ) Co.,Ltd.	本社・工場	中国（深圳）
Suncall (Guangzhou) Trading Co.,Ltd.	本社	中国（広州）
SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A.DE C.V.	本社・工場	メキシコ （アグアスカリエンテス州）
SUNCALL (Tianjin) Co.,Ltd.	本社・工場	中国（天津）

(9) 従業員の状況

従業員数	前年度末比増減
2,336名	163名増

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	946
株式会社京都銀行	225

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 34,057,923株 (内、自己株式2,323,396株)
- (3) 株主数 3,478名
- (4) 大株主 (自己株式を除く上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
伊藤忠商事株式会社	8,509	26.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社神戸製鋼所口)	5,069	16.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,169	3.7
三井住友信託銀行株式会社	1,000	3.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	929	2.9
株式会社京都銀行	768	2.4
サンコール従業員持株会	623	2.0
トヨタ自動車株式会社	623	2.0
京都中央信用金庫	300	0.9
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	273	0.9

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式 (自己株式を除く) の総数に対する割合であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

- ・新株予約権の数
214個
- ・目的となる株式の種類および数
普通株式 214,000株（新株予約権 1 個につき1,000株）
- ・取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次(行使価格)	行 使 期 間	個 数	保 有 者 数
取締役 (社外取締役を除く)	第 2 回 株式報酬型(1 円)	平成20年7月31日 ～平成30年7月30日	7 個	1 名
	2009年度 株式報酬型(1 円)	平成21年8月18日 ～平成31年8月17日	7 個	1 名
	2010年度 株式報酬型(1 円)	平成22年7月31日 ～平成32年7月30日	17個	2 名
	2011年度 株式報酬型(1 円)	平成23年8月2日 ～平成33年8月1日	24個	3 名
	2012年度 株式報酬型(1 円)	平成24年8月3日 ～平成34年8月2日	29個	3 名
	2013年度 株式報酬型(1 円)	平成25年8月2日 ～平成35年8月1日	45個	3 名
	2014年度 株式報酬型(1 円)	平成26年8月1日 ～平成36年7月31日	39個	3 名
	2015年度 株式報酬型(1 円)	平成27年8月1日 ～平成37年7月31日	46個	4 名
社外取締役	—	—	—	—
監査役	—	—	—	—

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員および使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
山 主 千 尋	取締役社長（代表取締役）	
岡 部 清 文	取締役副社長（代表取締役） 生産・事業管理本部長	HS POWER SPRING MEXICO,S.A.de C.V. 取締役 K&S WIRE CO.,LTD. 取締役
加 藤 裕	専務取締役 営業本部長	
大 谷 忠 雄	取締役 生産・事業管理副本部長	
外 直 也	取締役	伊藤忠オートモービル株式会社 代表 取締役社長
宮 崎 庄 司	取締役	株式会社神戸製鋼所 執行役員鉄鋼事 業部門神戸製鉄所長
天 野 嘉 一	取締役	日新電機株式会社 取締役会長
青 木 茂 樹	常勤監査役	
山 代 芳 喜	常勤監査役	
尾 田 浩	常勤監査役	
長 島 秀 昭	監査役	伊藤忠商事株式会社 機械カンパニー CFO補佐

- (注) 1. 取締役外直也、宮崎庄司および天野嘉一の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役青木茂樹、山代芳喜および長島秀昭の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役青木茂樹氏は、伊藤忠商事株式会社において財務および会計に関する長年の経験があり、相当程度の知見を有しております。
4. 監査役長島秀昭氏は、伊藤忠商事株式会社において事業・リスクマネジメント部署における業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役天野嘉一氏は、平成28年4月9日に逝去いたしました。それに伴い、新たに取締役 外直也氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	6 人	144,565千円
監 査 役	5 人	45,774千円

- (注) 1. 報酬等の額には、役員賞与を含んでおります。
2. 上記報酬等の額には、平成27年7月15日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役4名に付与した新株予約権27,048千円（報酬等としての額）を含んでおります。
3. 上記には、平成27年6月24日開催の第98期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名（うち社外監査役はゼロ）を含んでおります。
4. 取締役の報酬額は、平成25年6月25日開催の第96期定時株主総会において、年額2億4,000万円以内（うち社外取締役の報酬等の額は年額2,000万円以内。取締役が使用人を兼ねる場合、その使用人分給与を含みません。）、また当該報酬額とは別枠でストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額5,000万円以内（うち社外取締役の報酬等の額はゼロ）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬額は、平成元年6月29日開催の第72期定時株主総会において月額500万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役および社外監査役の重要な兼職先は、10頁に記載のとおりです。
- ・取締役外直也氏の兼職先である伊藤忠オートモービル株式会社は、当社の主要株主である伊藤忠商事株式会社の連結子会社ですが、それ以外の特別な関係はありません。
- ・取締役宮崎庄司氏の兼職先である株式会社神戸製鋼所は、当社の主要株主であり、材料供給元ですが、それ以外の特別な関係はありません。
- ・取締役天野嘉一氏の兼職先である日新電機株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。
- ・監査役長島秀昭氏の兼職先である伊藤忠商事株式会社は、当社の主要株主ですが、それ以外の特別な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	外 直 也	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回全てに出席し、国内外での経営に関する豊富な経験に基づき、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。
社 外 取 締 役	宮 崎 庄 司	平成27年6月24日取締役就任以降に開催の取締役会10回のうち9回に出席し、技術面も含め、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。
社 外 取 締 役	天 野 嘉 一	当事業年度開催の取締役会12回のうち9回に出席し、国内外での経営に関する豊富な経験に基づき、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。
社 外 監 査 役	青 木 茂 樹	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、また、監査役会10回のうち10回全てに出席し、会計・財務に関する経験に基づき、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。
社 外 監 査 役	山 代 芳 喜	平成27年6月24日監査役就任以降に開催の取締役会10回のうち10回全てに出席し、また、監査役会7回のうち7回全てに出席し、国内外での経営に関する豊富な経験に基づき、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。
社 外 監 査 役	長 島 秀 昭	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、また、監査役会10回のうち10回全てに出席し、会計・財務に関する経験に基づき、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。

③ 責任限定契約

該当事項はありません。

④ 社外役員の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
社 外 役 員 の 報 酬 等 の 総 額	5人	32,850千円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

有限責任監査法人トーマツに支払った報酬等

① 公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額 40,500千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
40,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の報酬について、前期の監査実績と監査時間、監査計画の内容と報酬見積もりの算定根拠などについて確認のうえ、検討を行った結果、全員一致で妥当と判断して同意しております。

次の当社子会社の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人以外の監査法人が行っております。

子 会 社 名	監 査 法 人 名
SUNCALL AMERICA INC.	Deloitte & Touche LLP
SUNCALL CO.,(H.K.) LTD.	Deloitte & Touche Tohmatsu
SUNCALL HIGH PRECISION(THAILAND) LTD.	Deloitte & Touche Tohmatsu Jaiyos Audit Co.,Ltd.
SUNCALL TECHNOLOGY VIETNAM CO.,LTD.	Deloitte Vietnam Company Ltd.
SUNCALL (Guangzhou) CO.,LTD.	Deloitte & Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP
Suncall Technologies (SZ) Co.,Ltd.	Deloitte & Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP
Suncall (Guangzhou) Trading Co.,Ltd.	Deloitte & Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP
SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A. DE C.V.	Deloitte & Touche (Galaz, Yamazaki, Ruiz Urquiza, S.C.)
Suncall(Tianjin) Co.,Ltd.	Deloitte & Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

解任方針

監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかの規定に該当する場合およびその他これに類する場合には、株主総会に解任の議案を提出することとする。

不再任方針

監査役会は会計監査人が以下に該当した場合は、株主総会に不再任の議案を提出することとする。

- ・ 監査の品質の管理体制、その他の会計監査人の職務の遂行が適正に行われる体制が整備されず、適正な監査を実施されなくなった場合等、監査の遂行が著しく困難と認める場合。（会計監査人が「業務停止」等の行政処分をうけ、監査業務が困難であると判断された場合を含む）

6. 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制並びにその運用状況の概要

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア 基本方針

各取締役が相互に監督することと、監査役が取締役の業務の執行状況をチェックすることとで、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する。

イ 運用状況の概要

当社は、当社「行動規範」を制定し、取締役の業務遂行に係る法令遵守体制を構築・運営するとともに、企業倫理の確立を図っております。取締役会では、経営上の重要事項や取締役の業務分担を決定しています。取締役会における決定事項に基づき、「職務権限規程」その他の社内規程に従い職務執行を行うとともに、職務執行の状況を取締役会に報告しております。活発に議論することで、取締役相互および監査役による取締役業務の執行状況監督機能が働いていると判断しております。また、各取締役は、他の取締役の職務執行の法令および定款への適合性に関し、相互に監視しております。複数の社外取締役・社外監査役を選任することで、監督機能を強化しております。当社の内部監査室は、事業年度ごとに、当社の内部統制システムの具体的な運用実態を監査し、直属である代表取締役社長に書面により報告しております。当社の監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査室および会計監査人と連携して、「監査役会規則」および「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施しております。当社の存続に関わる重大な事故、事件、不祥事、法令上のトラブル、契約上のトラブル、クレーム等が

発見された場合は、「非常時に於ける緊急連絡網」により迅速に、正確な情報を関係各部署に伝える体制を「コンプライアンス規程」に構築・運営しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

ア 基本方針

当社の取締役の職務執行に係る情報は、ルールを定めて検索性の高い状態で、かつ漏洩防止策を講じて、保管する。

イ 運用状況の概要

当社の取締役の職務執行に係る情報は、その関連資料とともに「情報管理規程」「機密保護規程」その他の社内規程の定めるところに従い、保存媒体・情報の種類、重要性に応じた保存期間で、保存・管理しております。重要書類は施錠して保管できるようにし、重要電子情報の外部送信時にはパスワードを設定するよう、注意を促しています。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア 基本方針

当社は、リスク情報の収集・リスクの分析・リスク対策を講じる体制を「リスク管理規程」に定め、運用し、損失の回避・低減・移転に努める。

イ 運用状況の概要

当社は、リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、また「リスク管理委員会」を設置して、リスクの洗い出しや、必要な措置および管理体制を構築・運営しております。当社のリスクマネジメントにおける重要事項については、経営会議、取締役会に都度報告しております。当社は、平時においては、「環境マネジメント委員会」「QPM活動」「安全衛生委員会」を設けて、各専門分野において、その有するリスクの洗い出しを行い、リスクの低減に取り組んでおります。また有事の場合にも備えて、「防災・危機管理マニュアル」を整備しており、防災訓練を行う等、実効性を高めております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア 基本方針

職務分掌や決裁権限、意思決定の手順を明確にし、組織的でかつ効率的な意思決定を行えるよう体制を構築・運営する。

イ 運用状況の概要

当社の経営に関わる重要事項の迅速な意思決定のため、取締役会は、原則月1回開催し、必要に応じ臨時でも開催しております。意思決定の妥当性を高める為、社外取締役を複数選任しております。執行役員制度を導入し、取締役会が担うべき戦略策定・経営監視、執行役員が担うべき業務執行に機能分化し、効率化を図っております。経営方針および重要な業務執行の意思決定にあたっては、取締役会の前段で、取締役・執行役員で構成する経営会議において十分な情報共有と審議を行っております。業務の執行においては、業務分

掌規程、職務権限規程、稟議規程を整備し、意思決定ルールを徹底した上で、展開しております。当社の業務執行は、社内規程に従って実施し、社内規程については随時見直しを行っております。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア 基本方針

当社の使用人が法令・定款に従い、各々の責任感で、高い倫理観に基づいた事業活動を行うためにコンプライアンスを推進する。行動規範を始めとした推進体制を構築・運営する。

イ 運用状況の概要

当社の使用人は、基本理念、行動規範に則り行動しております。コンプライアンス体制の構築・維持・高度化に向けた体制、遵守すべき事項を示した「コンプライアンス規程」を構築・運営しております。コンプライアンス全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、かつ、その下に各階層組織責任者をコンプライアンス推進責任者に任命し、管轄組織のコンプライアンス推進と構成員への周知徹底を図っております。法令違反その他コンプライアンスに関する重大事実の早期発見と是正を目的に、内部通報体制として、ホットラインを整備しております。「ホットライン規程」には、通報者に対して不利益な扱いを行わない等、通報者の保護も定めております。なおコンプライアンス推進のため、計画的な教育・コンプライアンス強化週間の実施・事例資料配布等を行っております。また、内部監査室において、モニタリングを実施しております。

⑥ 当社およびその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

ア 当社およびその子会社（以下「グループ会社」という。）の取締役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(7) 基本方針

当社は、グループ会社が営業成績・財務状況その他の重要な情報を当社へ報告する体制について、社内規程に定め、構築・運営する。

(i) 運用状況の概要

当社は、グループ会社から当社への重要事項の報告に関して「グループ内部統制基本規程」を定め、構築・運営しております。国内グループ会社においては、国内グループ会社の社長が、原則として月1回開催する当社の執行役員会議に出席し、業務執行状況および重要な事象について報告する体制を、構築・運営しております。海外グループ会社においては、海外グループ会社の社長が出席する海外子会社会議を定期

的に開催するとともに、海外子会社社長は日常の業務報告を当社に行っており、海外グループ会社の業務執行状況および重要な事象の内容について報告する体制を、構築・運営しております。

イ グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) 基本方針

当社は、グループ会社のリスク情報の収集・リスクの分析・リスク対策を講じる体制を「リスク管理規程」に定め、運用し、損失の回避・低減・移転に努める。

(イ) 運用状況の概要

当社は「リスク管理規程」を定め、リスク管理委員会により当社グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議しております。また、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、必要に応じて、当社グループの緊急時対応計画の策定その他の危機に備えた対応を行っております。

ウ グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 基本方針

当社は、当社グループの中期経営計画を策定し、当社グループ全体に周知徹底する。

(イ) 運用状況の概要

当社グループの業務執行は、各社における社内規程に従って実施し社内規程については随時見直しを行っております。グループ会社の役員会には原則として当社の部門長が出席し、グループ会社の経営管理および経営指導にあたっております。また、グループ会社には原則として取締役を派遣して業務の適正を確保しております。また当社は、当社グループの中期経営計画の具体化のため、事業年度ごとの経営方針・目標・重点課題を定め、当社グループ全体に周知徹底しています。また、「職務権限規程」により、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、グループ会社にこれに準拠した体制を構築・運営しております。当社の内部監査室は、当社グループの職務の効率性について内部監査を実施し、その状況をグループ会社と共有し、改善のための施策を提案しております。

エ グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) 基本方針

当社は、グループ会社の取締役および使用人が法令・定款に従い、各々の責任感で、高い倫理観に基づいた事業活動を行うために行動規範を始めとしたコンプライアンスの推進体制を構築・運営する。

(イ) 運用状況の概要

当社は、グループ会社の取締役および使用人が法令・定款に従い、各々の責任感で、高い倫理観に基づいた事業活動を行うためにコンプライアンスを推進しております。当社は、グループ会社に、「行動規範」・「グループ内部統制基本規程」・「コンプライアンス規程」を順守・実行させることにより、当社グループ・コンプライアンスを徹底しております。また当社グループは、当社グループの役員、従業員、および当社の従業員以外の者（派遣社員、協力会社の従業員）が、当社人事・総務部または外部の弁護士に対して、直接または間接に通報を行うことができる内部通報制度を構築・運営しております。当社は、グループ会社の役員、従業員に対し、「行動規範」の配布および職場会議での「行動規範」の唱和、ならびに、各国の状況を踏まえたコンプライアンス教育を適宜行う等、当社グループ全体のコンプライアンス意識の醸成を図っております。当社は、各グループ会社の社長をコンプライアンス責任者とし、当社グループ全体のコンプライアンス活動の強化を図っております。当社内部監査室は、定期的にグループ会社のコンプライアンスに関する監査を実施しております。

オ 上記以外の、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(ア) 基本方針

当社は、グループ会社を統括するため、指揮・命令・支援・管理事項・報告事項・監査等の体制を「グループ会社管理規程」に定め、運用する。当社は、グループ会社毎に主管部門を定め、会社経営に係る各種事項についてのトータルの支援・管理にあたる体制とする。

(イ) 運用状況の概要

当社およびグループ会社の業務執行は、各社における社内規程に従って実施し、社内規程については随時見直しを行っております。グループ会社の役員会には、原則として当社の部門長が出席し、グループ会社の経営管理および経営指導にあたっております。また、グループ会社には原則として取締役を派遣して業務の適正を確保しております。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という。)に関する事項

ア 基本方針

当社は、監査役会の求めに応じて、監査役の業務補助のため、補助使用人として専任の使用人を置く。

イ 運用状況の概要

現在、監査役会から補助使用人を置くことを求められておりませんので、補助使用人を置いておりませんが、求められた場合、随時対応可能な状態を維持しております。

⑧ 当社の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア 基本方針

補助使用人の任命・考課・人事異動・懲戒については、監査役会の同意を必要とする。

イ 運用状況の概要

現在、監査役会から補助使用人を置くことを求められておりませんので、補助使用人を置いておりませんが、仮に置いた場合は、本基本理念に定めたとおりに運用可能な状態を維持しております。

⑨ 補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア 基本方針

補助使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令のもとに職務を遂行する。

イ 運用状況の概要

現在、監査役会から補助使用人を置くことを求められておりませんので、補助使用人を置いておりませんが、仮に置いた場合は、本基本理念に定めたとおりに運用可能な状態を維持しております。

⑩ 当社の取締役および使用人ならびにグループ会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制

ア 基本方針

- ・当社およびグループ会社の取締役・使用人が、事業状況・リスク管理・コンプライアンス等重要な報告を行う各種重要な会議に、監査役が出席できる体制を構築・運営する。
- ・当社は、当社グループの取締役・使用人が、職務執行に関しての不正行為、法令・定款違反行為、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見した場合に、自己の所属長への通報および内部通報することができる体制、ならびに、社内の会議体を通じて、当社監査役へもこれらの情報が共有される体制を構築・運営する。

イ 運用状況の概要

当社の監査役は、監査役会が定める監査計画および職務の分担に従い、当社の取締役会のほか、経営会議、執行役員会議、その他重要な会議に出席し、当社の取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係書類を閲覧し、必要に応じて当社の取締役または使用人にその説明を求めています。当社の取締役・使用人が、当社の他の取締役の法令・定款違反行為等を発見した場合は、「ホットライン規程」に基づき、当社の「コンプライアンス委員会」または「顧問弁護士」宛に通報することが義務付けられており、そのように運営されております。なお、「コンプライアンス委員会」が入手した取締役に関係する重要な問題点は、監査役会に報告することが義務付けられており、実際にそのように運営されております。また、内部通報のルートを通らない法令・定款違反事案については、当社監査

役は、「コンプライアンス委員会」の運用状況に対するチェックを通じて、情報を入手しております。当社の取締役は、法令が定める事項のほか、当社の他の取締役の法令・定款違反行為、または会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する体制を構築・運用しております。

- ⑪ 前号の報告をした当社の取締役および使用人ならびにグループ会社の取締役および使用人が、当該報告・通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア 基本方針

内部通報を行った使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

イ 運用状況の概要

当社は、「ホットライン規程」に基づき、内部通報を行った使用人等が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する体制を、構築・運営しております。

- ⑫ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

ア 基本方針

当社は、当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、予算編成にあたっては、当社監査役の意向を勘案する。

イ 運用状況の概要

当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項当社の予算編成にあたっては、監査業務に必要な予算を、監査役に計上していただいております。

- ⑬ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア 基本方針

当社の監査役は、内部監査室、会計監査人と定期的な会合を持ち、内部監査結果および指摘・提言事項等について協議および意見交換をする等、密接な連携を図る。

当社の監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等の外部専門家を独自に起用することができる。

イ 運用状況の概要

当社の監査役は、月例の定例会において内部監査室との連携の機会をもち、情報・意見交換を行っており、また原則として四半期に一度、会計監査人と四半期レビュー報告会等において情報・意見交換を行っております。さらに、当社の内部監査室は、監査計画を作成後、監査役と協議・調整を行っております。また、内部監査室長は、内部監査室が行った監査結果を、当社取締役会において報告を行い、監査役への情報共有を行っております。

⑭ 財務報告の信頼性を確保するための体制

ア 基本方針

財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法および関係法令等との適合性を確保する。

イ 運用状況の概要

・「整備監査」

内部統制の仕組みが適切に文書化されているかどうかのチェック

・「運用監査」

文書化された内部統制の仕組みどおりに有効に運用されているかどうかのチェック

・「ロールフォワード監査」

期中、整備監査、運用監査で判明した不備について、是正指導し、期末までにそれが適切に運用されているかどうかのチェック

⑮ 反社会的勢力排除に向けた体制

ア 基本方針

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨む。これらの勢力・団体からの不当な圧力や金銭の要求等については断固拒否し、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。また、警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも緊密に連携をとり、体制の強化を図る。

イ 運用状況の概要

当社所定の契約書ひな形に、反社会的勢力排除規定を盛り込むことで、反社会的勢力・団体からの不当な圧力や金銭の要求等については断固拒否し、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を構築しております。また仮に、反社会的勢力に関する何らかの事件・トラブル等が発生した場合は、警察等の捜査当局とも緊密に連携をとり、かかる体制の強化を図る体制の整備・運用を行っております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針。

① 基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象会社の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案を強行する動きが顕在化しております。こうした大規模買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会等との良好な関係の維持はもとより、1943年の創業以来、当社が築き上げてきたさまざまな専門的・技術的なノウハウの活用等、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉および当社を支えていただいているステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社および当社グループは、上記①の基本方針の実現のために、次のとおりさまざまな取組みを行っております。

(i) 売上高の拡大

自動車用部品分野では、既存製品の販売拡大を図るとともに、HV・EV車向け製品への参入を進めます。情報技術分野ではハードディスクドライブ向けマイクロアクチュエーター付きサスペンションや顧客仕様に改良した光通信用コネクタ/アダプターなど開発製品の市場展開を進めます。プリンター用ローラーについては、新用途への活用提案により販売拡大に努めます。

(ii) グローバル生産体制の強化

自動車関連はアジアや北米向けの需要が今後ますます伸びることが見込まれます。また、為替リスクなど外部環境の変化に対応すると同時に、新興国メーカーとの競争で優位性を維持しなければなりません。継続した投資を行い日本、アジア、北米の3極生産体制を強化していきます。また弁ばね用線は合併事業による中国での生産を開始し、拡大する需要に対応していきます。なお、北米事業体制強化のため2013年9月に設立したメキシコ現地法人は、現在、弁ばね用線の製造に向けた工場建設および製造ライン設置を進めております。

(iii) 新製品開発体制の強化

次世代自動車HV・EV・FCVに搭載されるコア技術を応用した製品、バイオマスを利用した環境製品および医療・福祉製品となる装着型運動支援システムの開発に注力します。

(iv) グローバル競争に勝ち抜く原価低減

生産工程を省略しコンパクトな生産ラインにつながる素材開発、生産性を高めたラインへの改造や現場における地道な改善活動など当社グループ一丸となった原価改善活動を通じ、原価低減を進めていきます。

(v) 内部統制システムの精度アップと業務の効率化

「内部統制システムの充実」は、業務の効率化、適正化等を通じてさまざまな利益をもたらすと同時に、証券市場に対する内外の信頼を高め、当社を取り巻く全てのステークホルダーに多大な利益をもたらすものと認識しております。業務ルールの標準化・文書化による責任・権限の明確化・業務の可視化、IT活用による不正・誤謬の発生しないシステムのさらなるレベルアップに取り組んでおります。

(vi) コンプライアンスの推進

当社の一員として、社会人として良識と責任のある行動をとるよう日頃から「コンプライアンス委員会」を軸に推進しております。社員1人ひとりが特に留意すべき事項を「行動規範」として定めており、社員が常に日頃の業務遂行の指針とするよう各職場で繰り返し読み合わせするなどして徹底しております。また、年に一度「コンプライアンス強化週間」を設け、トップメッセージの発信や、コンプライアンスアンケートを実施し、全員参加でコンプライアンスを推進する機会としております。

こうした精密製品の製造・販売、内部統制・コンプライアンスの充実を通じて、株主・投資家をはじめすべてのステークホルダーの皆様方の期待に応えるべく、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を目指した活動を継続してまいります。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策を更新することといたしました（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

大規模買付行為を行う者または提案する者（以下「大規模買付者」といいます。）が当社が発行者である株券等について、保有者およびその共同保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けまたは当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けのいずれかにあたる買付けを行った場合は、新株予約権の無償割当て、その他当社取締役会が適切と認めた対抗措置を行うか否かを検討いたします。

大規模買付者は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大規模買付者の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます（大規模買付者から当社への連絡は、書面または口頭を問わず、全て日本語にてなすものとします。）。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、かかる情報を追加的に提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報・資料等に基づき、また、必要に応じて外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討を行い、当社取締役会による代替案の検討および大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

さらに、大規模買付者から大規模買付行為に係る提案がなされた事実とその概要、本必要情報の概要その他の状況および当社取締役会としての意見を速やかに情報開示します。

当社は、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認手続として、株主意思確認総会における株主投票、または総会に依らない書面投票のいずれかを選択できるものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会と併せて開催される場合もあります。但し、(i)大規模買付ルールが遵守されない場合、(ii)大規模買付ルールが遵守され、かつ、当社取締役会が当該買収提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合、(iii)大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反すると判断される場合には、株主意思の確認手続は行われません。

④ 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、上記②記載の取組みが、当社の企業理念に根ざした企業価値向上策として、また、上記③記載の取組みが下記に記載するような合理性を有する買収防衛策として、いずれも上記①記載の基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ・買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。また、経済産業省・企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方に沿うものであります。

- ・株主共同利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものです。

- ・株主意思を重視するものであること

本プランは、平成26年6月25日開催の当社第97期定時株主総会において承認の決議を得て更新されたものであり、その有効期間は平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更または廃止されることになります。

さらに、大規模買付ルールに従った大規模買付行為が行われた場合には、原則として、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思を確認し、本プランに基づいた対抗措置の実施について、株主の皆様にご判断いただくこととなっております。

- ・合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

- ・第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現した場合、独立した第三者の助言を得ることができることにより、当社取締役会による判断の公正さおよび客観性がより強く担保された仕組みとなっております。

- ・デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株券等を大規模に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	20,947	流 動 負 債	7,749
現 金 及 び 預 金	7,616	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,052
受取手形及び売掛金	7,492	短 期 借 入 金	141
商 品 及 び 製 品	1,639	1 年 内 返 済 予 定 の 金	102
仕 掛 品	1,694	長 期 借 入 金	208
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,602	リ ー ス 債 務	2,028
繰 延 税 金 資 産	246	未 払 金	103
そ の 他	655	未 払 法 人 税 等	394
固 定 資 産	22,101	賞 与 引 当 金	717
有 形 固 定 資 産	16,092	そ の 他	2,225
建 物 及 び 構 築 物	5,165	固 定 負 債	307
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	6,431	長 期 借 入 金	577
土 地	1,798	リ ー ス 債 務	482
リ ー ス 資 産	881	繰 延 税 金 負 債	766
建 設 仮 勘 定	1,421	退 職 給 付 に 係 る 負 債	91
そ の 他	393	そ の 他	9,975
無 形 固 定 資 産	332	負 債 合 計	
投 資 そ の 他 の 資 産	5,676	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	4,818	株 主 資 本	30,002
長 期 貸 付 金	113	資 本 金	4,808
退 職 給 付 に 係 る 資 産	425	資 本 剰 余 金	2,743
繰 延 税 金 資 産	61	利 益 剰 余 金	23,341
そ の 他	257	自 己 株 式	△891
資 産 合 計	43,048	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,925
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,069
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
		為 替 換 算 調 整 勘 定	729
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	126
		新 株 予 約 権	145
		純 資 産 合 計	33,073
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	43,048

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自平成27年 4 月 1 日 至平成28年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			36,730
売上原価			29,755
売上総利益			6,975
販売費及び一般管理費			4,862
営業利益			2,113
営業外収益			
受取利息	7		
受取配当金	127		
受取賃貸料	12		
物品売却益	72		
補助金収入	50		
その他の	89		360
営業外費用			
支払利息	28		
持分法による投資損失	464		
為替差損	428		
その他の	30		951
経常利益			1,522
特別利益			
投資有価証券売却益	245		
その他の	1		246
特別損失			
固定資産廃棄損	20		
その他の	4		25
税金等調整前当期純利益			1,743
法人税、住民税及び事業税	601		
法人税等調整額	100		701
当期純利益			1,042
親会社株主に帰属する当期純利益			1,042

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	4,808	2,744	22,998	△900	29,650
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△570		△570
親会社株主に帰属する当期純利益			1,042		1,042
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		0	0
新株予約権の行使		△0		9	9
持分法の範囲の変更に伴う増減			△128		△128
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	△0	342	9	351
当連結会計年度期末残高	4,808	2,743	23,341	△891	30,002

(単位：百万円)

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の包 括利益累計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	2,804	－	924	392	4,122	128	33,901
当連結会計年度変動額							
剰 余 金 の 配 当							△570
親会社株主に帰属する当期純利益							1,042
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
新株予約権の行使							9
持分法の範囲の変更に伴う増減			128		128		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△735	△0	△323	△265	△1,325	17	△1,307
当連結会計年度変動額合計	△735	△0	△195	△265	△1,197	17	△827
当連結会計年度期末残高	2,069	△0	729	126	2,925	145	33,073

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 11社

連結子会社の名称

サンコールエンジニアリング株式会社

サンコール菊池株式会社

SUNCALL AMERICA INC.

SUNCALL CO., (H.K.) LTD.

SUNCALL HIGH PRECISION (THAILAND) LTD.

SUNCALL TECHNOLOGY VIETNAM CO., LTD.

SUNCALL (Guangzhou) CO., LTD.

Suncall Technologies (SZ) Co., Ltd.

Suncall (Guangzhou) Trading Co., Ltd.

SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO, S.A. DE C.V.

SUNCALL (Tianjin) Co., Ltd.

主要な非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

平成22年度に解散を決議致しましたPT.SUNCALL INDONESIAは現在清算手続き中であり、重要性が乏しいため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 1社

持分法適用会社の名称

KOBELCO SPRING WIRE (FOSHAN) CO., LTD.

KOBELCO SPRING WIRE (FOSHAN) CO., LTD.は重要性が増したため、当連結会計年度より持分法の適用の範囲に含めております。

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

関連会社（沢根スプリング株式会社、K & S WIRE CO., LTD.及びHS POWER SPRING MEXICO, S.A. de C.V.）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。また平成22年度に解散を決議致しました非連結子会社（PT.SUNCALL INDONESIA）は現在清算手続き中であり重要性が乏しいため、持分法の適用の範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として月別移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物 (建物附属設備は除く) については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15～38年

機械装置及び運搬具 3～9年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

サンコールエンジニアリング株式会社

サンコール菊池株式会社

の決算日は、3月31日であります。

SUNCALL AMERICA INC.

SUNCALL CO.,(H.K.)LTD.

SUNCALL HIGH PRECISION (THAILAND) LTD.

SUNCALL TECHNOLOGY VIETNAM CO.,LTD.

SUNCALL (Guangzhou) CO.,LTD.

Suncall Technologies (SZ) Co.,Ltd.

Suncall (Guangzhou) Trading Co.,Ltd.

SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A.DE C.V.

SUNCALL (Tianjin) Co.,Ltd.

の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

③ ヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によることとしております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を行うこととしております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建金銭債権

(ハ) ヘッジ方針

為替リスクをヘッジする手段としてのデリバティブ取引を行うこととしており、投機目的のデリバティブ取引は、行わないこととしております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判断時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動による変動額等を基礎にして判断することとしております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

4. 会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

5. 追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.8%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.6%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.4%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は10百万円減少し、法人税等調整額が37百万円、その他有価証券評価差額金が48百万円及び退職給付に係る調整累計額が3百万円増加しております。

Ⅱ．連結貸借対照表に関する注記

1．資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産 32,837百万円

2．保証債務

関連会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

KOBELCO SPRING WIRE (FOSHAN) CO.,LTD. 222百万円

Ⅲ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 34,057千株

2．当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成27年 6 月24日 定時株主総会	普通株式	317	10.0	平成27年 3 月31日	平成27年 6 月25日
平成27年11月 5 日 取締役会	普通株式	253	8.0	平成27年 9 月30日	平成27年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の総額 (百万円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成28年 6 月24日 定時株主総会	普通 株式	利 益 剰 余 金	317	10.0	平成28年 3 月31日	平成28年 6 月27日

3．当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）

普通株式 357千株

Ⅳ．金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品でもって運用し、資金調達については銀行借入によっております。

営業債権である受取手形及び売掛金並びに貸付金につきましては、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先毎に期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に信用状況を把握しております。

また、グローバルな事業展開を行っていることから生じる外貨建営業債権につきましては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約取引を利用することによりヘッジしております。

投資有価証券である株式につきましては、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に取引先企業との業務に関連するものであり、定期的に時価や財務状況を把握するとともに、業務関係を勘案し、保有状況の見直しを行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金や未払金、未払法人税等につきましては、１年以内に支払期日となるものであります。

営業債務は、資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、月次資金繰計画の作成や適度な手許流動性を確保することなどにより管理を行っております。

借入金につきましては、主に設備投資のために資金調達したものであります。なお、一部の設備投資につきましては、リース契約も利用しております。

デリバティブ取引につきましては、外貨建金銭債権に係る為替変動リスクをヘッジすることを目的とした先物為替予約取引のみに利用し、投機的な取引には利用しておりません。

また、デリバティブ取引の執行にあたりましては、社内規程に則り、管理対象となるリスク・目的・ヘッジ対象期間及び対象範囲を明確にした上で、取引額毎の決裁権限に基づく承認事項として相互牽制を機能させながら行っており、デリバティブ取引の利用にあたりましては、格付けの高い銀行に限定しております。そのため、債務不履行による損失の発生は想定しておりません。

デリバティブ取引の管理につきましては、毎月末における外貨建営業債権及び先物為替予約取引の残高を、取締役会での報告事項としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが困難と認められるものは、次の表には含まれておりません。（注3参照）
(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	7,616	7,616	－
(2) 受取手形及び売掛金	7,492	7,492	－
(3) 投資有価証券	3,816	3,816	－
(4) 長期貸付金	113	113	0
資産計	19,039	19,039	0
(5) 支払手形及び買掛金	4,052	4,052	－
(6) 短期借入金	141	141	－
(7) 未払金	2,028	2,028	－
(8) 未払法人税等	103	103	－
(9) 長期借入金（※1）	409	411	1
負債計	6,736	6,738	1
(10) デリバティブ取引（※2）	△0	△0	－

（※1）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目について（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価につきましては、株式は、取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価につきましては、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

- (5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、(7) 未払金、並びに(8) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (9) 長期借入金
長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (10) デリバティブ取引
①ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものではありません。
②ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	当連結会計年度（平成28年3月31日）		
			契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引 売建 ユーロ	売掛金	22	－	△0
為替予約の振当処理	為替予約取引 売建 ユーロ	売掛金	28	－	0
	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	234	－	9
合計			285	－	9

(注2) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注3) 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,001百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(3) 投資有価証券には含めておりません。

V. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,037円59銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 32円87銭 |

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

サンコール株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木村幸彦 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 下井田 晶代 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンコール株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンコール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	14,172	流 動 負 債	5,712
現 金 及 び 預 金	3,886	買 掛 金	3,429
受 取 手 形	157	リ ー ス 債 務 金	39
売 掛 金	5,872	未 払 金	1,604
商 品 及 び 製 品	982	未 払 費 用	175
仕 掛 品	1,370	未 払 法 人 税 等	46
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	556	預 り 金	115
短 期 貸 付 金	447	賞 与 引 当 金	301
未 収 入 金	710	そ の 他	0
繰 延 税 金 資 産	128	固 定 負 債	960
そ の 他	60	リ ー ス 債 務	79
固 定 資 産	23,151	繰 延 税 金 負 債	317
有 形 固 定 資 産	8,808	退 職 給 付 引 当 金	554
建 物	2,894	そ の 他	8
構 築 物	234	負 債 合 計	6,672
機 械 及 び 装 置	3,459	(純 資 産 の 部)	
車 両 及 び 運 搬 具	5	株 主 資 本	28,436
工 具、器 具 及 び 備 品	223	資 本 金	4,808
土 地	1,542	資 本 剰 余 金	2,743
リ ー ス 資 産	118	資 本 準 備 金	2,721
建 設 仮 勘 定	330	そ の 他 資 本 剰 余 金	21
無 形 固 定 資 産	293	利 益 剰 余 金	21,775
ソ フ ト ウ ェ ア	286	利 益 準 備 金	581
電 話 加 入 権	6	そ の 他 利 益 剰 余 金	21,194
投 資 そ の 他 の 資 産	14,049	技 術 研 究 積 立 金	2,800
投 資 有 価 証 券	2,452	設 備 改 修 積 立 金	2,450
関 係 会 社 株 式	8,736	別 途 積 立 金	8,520
従 業 員 長 期 貸 付 金	1	繰 越 利 益 剰 余 金	7,424
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	2,689	自 己 株 式	△891
長 期 前 払 費 用	42	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,069
前 払 年 金 費 用	52	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,069
そ の 他	74	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
資 産 合 計	37,323	新 株 予 約 権	145
		純 資 産 合 計	30,651
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	37,323

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自平成27年 4 月 1 日 至平成28年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			25,139
売 上 原 価			20,690
売 上 総 利 益			4,449
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			3,225
営 業 利 益			1,223
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	23		
受 取 配 当 金	702		
受 取 賃 貸 料	49		
そ の 他	113		888
営 業 外 費 用			
賃 貸 費 用	40		
為 替 差 損	240		
そ の 他	5		286
経 常 利 益			1,825
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却 益	245		
関 係 会 社 投 資 損 失 引 当 金 戻 入 額	230		
固 定 資 産 売 却 益	0		475
特 別 損 失			
固 定 資 産 廃 棄 損	15		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	431		
そ の 他	3		450
税 引 前 当 期 純 利 益			1,851
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	384		
法 人 税 等 調 整 額	70		455
当 期 純 利 益			1,396

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類 / 監 査 報 告

計 算 書 類 / 監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

株主資本等変動計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本						株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		
当 期 首 残 高	4,808	2,721	22	581	20,368	△900	27,601
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△570		△570
当 期 純 利 益					1,396		1,396
自己株式の取得						△0	△0
自己株式の処分			0			0	0
新株予約権の行使			△0			9	9
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	△0	－	825	9	834
当 期 末 残 高	4,808	2,721	21	581	21,194	△891	28,436

(単位：百万円)

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	2,804	－	2,804	128	30,534
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△570
当 期 純 利 益					1,396
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					0
新株予約権の行使					9
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△735	△0	△735	17	△718
当 期 変 動 額 合 計	△735	△0	△735	17	116
当 期 末 残 高	2,069	△0	2,069	145	30,651

その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

項 目	技 術 研 究 金 積 立 金	設 備 改 修 金 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 金 剰 余 金	合 計
当 期 首 残 高	2,800	2,450	7,920	7,198	20,368
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△570	△570
別 途 積 立 金 の 積 立			600	△600	－
当 期 純 利 益				1,396	1,396
当 期 変 動 額 合 計	－	－	600	225	825
当 期 末 残 高	2,800	2,450	8,520	7,424	21,194

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

月別移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物 (建物附属設備を除く) については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 20～38年

機械及び装置 3～9年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期の負担に属する額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による按分額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によることとしております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を行うこととしております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建金銭債権

③ ヘッジ方針

為替リスクをヘッジする手段としてのデリバティブ取引を行うこととしており、投機目的のデリバティブ取引は、行わないこととしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判断時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動による変動額等を基礎にして判断することとしております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

1．資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	24,322百万円
--------	-----------

2．保証債務

子会社及び関連会社の金融機関からの借入金及びリース会社に対するリース債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A.DE C.V.	1,476百万円
---	----------

SUNCALL (Tianjin) Co.,Ltd.	426百万円
----------------------------	--------

KOBELCO SPRING WIRE (FOSHAN) CO.,LTD.	222百万円
---------------------------------------	--------

3．関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

売掛金	793百万円
-----	--------

短期貸付金	446百万円
-------	--------

未収入金	628百万円
------	--------

買掛金	228百万円
-----	--------

未払金	9百万円
-----	------

Ⅲ．損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	2,735百万円
営業取引（支出分）	1,894百万円
営業取引以外の取引（収入分）	695百万円
営業取引以外の取引（支出分）	1百万円

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	2,323千株
------	---------

Ⅴ．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、有形固定資産減価償却超過額、退職給付引当金否認額等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.8%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.6%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.4%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は12百万円減少し、法人税等調整額が36百万円、その他有価証券評価差額金が48百万円増加しております。

Ⅵ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	SUNCALL AMERICA INC.	所有 直接100%	資金の貸付 製品の販売	資金の貸付 貸付金の返済	309 240	短期貸付金 関係会社長期 貸付金	338 1,183
	SUNCALL HIGH PRECISION (THAILAND)LTD.	所有 直接100%	資金の貸付 製品の販売	資金の貸付 貸付金の返済	120 150	短期貸付金 関係会社長期 貸付金	108 491
	SUNCALL (Guangzhou) CO.,LTD.	所有 直接100%	資金の貸付 製品の販売	貸付金の返済	450	—	—
	SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A.DE C.V.	所有 直接100%	資金の貸付 製品の販売	資金の貸付 債務保証 (注 1)	361 1,476	関係会社長期 貸付金	901
	SUNCALL (Tianjin) Co.,Ltd.	所有 直接100%	債務保証 製品の販売	債務保証 (注 1)	426	—	—
関連会社	KOBELCO SPRING WIRE (FOSHAN) CO.,LTD.	所有 直接25%	増資の引受	増資の引受	435	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 子会社の金融機関からの借入及びリース会社に対するリース債務につき、債務保証を行っているものであります。

Ⅶ. 1 株当たり情報に関する注記

1. 1 株当たり純資産額	961円28銭
2. 1 株当たり当期純利益	44円03銭

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

サンコール株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木村幸彦 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 下井田晶代 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンコール株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツ の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツ の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

サ ン コ ー ル 株 式 会 社 監 査 役 会

常 勤 監 査 役	青 木 茂 樹 ㊞
常 勤 監 査 役	山 代 芳 喜 ㊞
常 勤 監 査 役	尾 田 浩 ㊞
監 査 役	長 島 秀 昭 ㊞

(注) 常勤監査役青木茂樹及び常勤監査役山代芳喜、並びに監査役長島秀昭は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、経営環境の変化への備えならびに強靱な経営体質の構築のため、内部留保の充実に意を用いつつ、安定した配当を継続して行うことを基本としており、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭

- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき10円
総額 317,345,270円

なお、当期の年間配当金は、1株につき中間配当金8円を含め、18円となります。

- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成28年6月27日

2. 剰余金の処分に関する事項

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 増加する剰余金の項目およびその額 | |
| 別途積立金 | 400,000,000円 |
| (2) 減少する剰余金の項目およびその額 | |
| 繰越利益剰余金 | 400,000,000円 |

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となり、取締役天野嘉一氏は平成28年4月9日に逝去により退任いたしましたので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1 やまぬし ちひろ
山主 千尋

生 年 月 日	昭和29年5月22日生	所有する当社の株式数	28,671株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	昭和52年4月 当社入社 平成17年1月 SUNCALL AMERICA INC.社長 平成20年4月 当社執行役員 精密機能加工部門長代理 広瀬テクノロジー株式会社代表取締役社長 平成22年4月 当社常務執行役員 サスペンション事業部門長 平成23年6月 当社取締役 常務執行役員 情報・精密製品部門長 平成24年6月 当社常務取締役 常務執行役員 情報・精密製品部門長 平成25年6月 当社代表取締役社長 現在に至る [重要な兼職] 該当事項はありません。		
取締役候補者とした理由	長年にわたる国内・海外子会社の経営経験および当社代表取締役社長としての3年にわたる経営経験とともに、卓越した経営手腕を有していることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためです。		

- (注) 1. 山主千尋氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記所有株式数には、サンコール役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

2 おかべ きよふみ 岡部 清文

生 年 月 日	昭和28年11月1日生	所有する当社の株式数	47,589株
略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	昭和47年4月 当社入社 平成11年4月 当社SMP部品事業部 生産部長 平成16年4月 当社執行役員 業務・管理部門長 平成18年4月 当社常務執行役員 業務・管理部門長 平成20年4月 当社常務執行役員 精密機能加工部門長 平成20年6月 当社取締役 常務執行役員 精密機能加工部門長 平成22年6月 当社常務取締役 常務執行役員 精密機能加工部門長 平成24年6月 当社代表取締役 専務取締役 常務執行役員 精密機能加工I部門長 平成25年6月 当社代表取締役副社長 常務執行役員 生産・事業管理本部長 平成28年4月 当社代表取締役副社長 常務執行役員 生産事業本部長 現在に至る [重要な兼職] HS POWER SPRING MEXICO,S.A.de C.V. 取締役 K&S WIRE CO.,LTD. 取締役		
取締役候補者とした理由	平成25年6月の当社代表取締役副社長就任以来、経営の監督を適切に行っており、また近年、北米、アジアの当社子会社・関連会社においてその卓越した経営手腕を発揮されていることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためです。		

- (注) 1. 岡部清文氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 上記所有株式数には、サンコール役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

3 加藤 裕

生 年 月 日	昭和30年6月4日生	所有する当社の株式数	9,909株
略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	昭和54年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成17年4月 同社産機ソリューション部門長 平成20年4月 同社執行役員 産機ソリューション部門長 平成21年4月 同社理事 アセットマネジメント室長 平成22年6月 当社常務取締役 平成23年4月 当社常務取締役 常務執行役員 海外戦略部門長 平成25年4月 当社常務取締役 常務執行役員 営業部門長 平成25年6月 当社専務取締役 常務執行役員 営業本部長 現在に至る [重要な兼職] 該当事項はありません。		
取締役候補者とした理由	グローバルにビジネスを展開する企業においてさまざまな分野において実績を残され、また平成22年6月の当社取締役就任以来、主に当社海外部門、営業部門においてその経験と経営に関する高い見識を発揮されていることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためです。		

- (注) 1. 加藤裕氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 上記所有株式数には、サンコール役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

4 おおたにただお 大谷 忠雄

生 年 月 日	昭和35年9月27日生	所有する当社の株式数	21,614株
略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	昭和60年4月 当社入社 平成16年4月 当社デジトロ製品Ⅱ部門 SMP 部長 平成23年4月 当社執行役員 サスペンション事業部門長代理 平成23年6月 当社執行役員 サスペンション事業部門長 平成26年4月 当社常務執行役員 情報・精密製品部門長 平成27年6月 当社取締役 常務執行役員 生産・事業管理副本部長 平成28年4月 当社取締役 常務執行役員 生産事業副本部長 現在に至る [重要な兼職] 該当事項はありません。		
取締役候補者とした理由	主に当社デジトロ製品部門、サスペンション部門、および情報・精密製品部門等のさまざまな事業分野において優れた手腕を発揮され、平成27年6月の当社取締役就任からも卓越した経営手腕を発揮されていることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためです。		

- (注) 1. 大谷忠雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 上記所有株式数には、サンコール役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

5 外直也

生 年 月 日	昭和36年3月11日生	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	昭和58年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成9年12月 AUTO AGRO Director 平成12年5月 同社 President 平成23年4月 伊藤忠商事株式会社 いすゞビジネス部長 平成26年4月 同社 機械カンパニー 自動車・建機・産機部門長補佐 平成26年6月 当社取締役 現在に至る 平成27年2月 伊藤忠オートモービル株式会社 代表取締役社長 現在に至る [重要な兼職] 伊藤忠オートモービル株式会社 代表取締役社長		
社外取締役候補者とした理由	伊藤忠商事株式会社における国内外での長年の経験から、経営の監督とチェック機能を期待したためであります。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 外直也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 外直也氏は、社外取締役候補者であります。
 外直也氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社の社外取締役としての在任期間は、平成26年6月25日開催の第97期定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって2年間であります。
 外直也氏の兼職先である伊藤忠オートモービル株式会社は、当社の主要株主である伊藤忠商事株式会社の連結子会社ですが、それ以外の特別な関係はありません。
3. 外直也氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

6 みやざき 宮崎 しょうじ 庄司

生 年 月 日	昭和37年11月12日生	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	昭和60年 4 月 株式会社神戸製鋼所入社 平成20年10月 同社鉄鋼部門 神戸製鉄所条鋼圧延部長 兼 加古川製鉄所線材部長 平成23年 4 月 同社鉄鋼事業部門 神戸製鉄所線材条鋼技術部長 平成24年10月 同社鉄鋼事業部門 神戸製鉄所副所長 平成26年 4 月 同社 加古川製鉄所副所長 平成27年 4 月 同社執行役員 鉄鋼事業部門神戸製鉄所長 現在に至る 平成27年 6 月 当社取締役 現在に至る [重要な兼職] 株式会社神戸製鋼所 執行役員 鉄鋼事業部門 神戸製鉄所長		
社外取締役候補者とした理由	長年にわたる株式会社神戸製鋼所における製造責任者としての経験や、技術面を含む専門知識から、経営の監督とチェック機能を期待したためであります。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

(注) 1. 宮崎庄司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 宮崎庄司氏は、社外取締役候補者であります。

宮崎庄司氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社の社外取締役としての在任期間は、平成27年6月24日開催の第98期定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって1年間であります。

宮崎庄司氏の兼職先である株式会社神戸製鋼所は、当社の主要株主であり、材料供給元ですが、それ以外の特別な関係はありません。

3. 宮崎庄司氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

7 くらもと かずや
藏本 一也 (新任)

生 年 月 日	昭和29年12月15日生	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	昭和52年 4 月 ミズノ株式会社入社 平成15年 4 月 同社品質保証部長 兼 E マーケティング室長 平成20年 3 月 株式会社ミズノアパール 代表取締役社長 平成21年 4 月 独立行政法人国民生活センター特別顧問 平成22年 3 月 神戸大学大学院経営学研究科准教授 平成25年 4 月 同志社大学大学院ビジネス研究科教授 現在に至る [重要な兼職] 同志社大学大学院ビジネス研究科教授 関西学院大学経済学部非常勤講師 独立行政法人国民生活センター 紛争解決委員会委員 公益財団法人関西消費者協会 理事 関西テレビ放送株式会社 オンブズカンテレ委員会委員長 大阪いずみ市民生活協同組合 社会的責任評価委員会委員長 明治安田生命保険相互会社 消費者専門委員 六甲カントリー倶楽部 理事競技委員長		
受 賞 経 歴	平成21年 4 月 消費者支援功労者内閣府担当大臣表彰受賞		
社外取締役候補者 とした理由	一般企業での勤務経験を有するとともに、同志社大学大学院ビジネス研究科教授として、株式会社の牽制・チェック機能等のコーポレート・ガバナンス分野および企業の財務・会計分野を専門の一つとされていることから、客観的・総合的な視点から経営の監督とチェック機能が期待できるとともに、かつ、財務および会計に関する相当程度の知見を有されていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 藏本一也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 藏本一也氏は、社外取締役候補者であります。
当社は藏本一也氏の兼職先である同志社大学に対して、特定の研究を助成するための寄付を行ったことがあります、その総額は僅少であり、同大学と当社との間にそれ以上の特別な利害関係はありません。
3. 藏本一也氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
4. 藏本一也氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

招集
通知

事業
報告

連結計算書類
監査報告

計算書類
監査報告

株主総会参考書類

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

た な か ひ と し
田 中 等

生年月日	昭和27年5月7日生	所有する当社の株式数	0株
略歴および 重要な兼職の状況	昭和54年4月 大阪弁護士会登録、淀屋橋合同法律事務所(現弁護士法人淀屋橋・山上合同)入所 昭和61年1月 同事務所 パートナー 現在に至る [重要な兼職] 弁護士法人淀屋橋・山上合同 パートナー		
補欠の社外監査役候補者 とした理由	第三者の視点から経営の監督とチェック機能を期待したためであります。また同氏の長年にわたる弁護士としての経験・見識から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 田中等氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田中等氏の兼職先である弁護士法人淀屋橋・山上合同との間で顧問契約を締結しておりますが、当該弁護士法人への代価の支払額は僅少であり、それ以外の特別な関係はありません。
3. 田中等氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 田中等氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

1. 議案の内容

当社の取締役の報酬は、平成25年6月25日開催の第96期定時株主総会において年額2億4,000万円以内（うち社外取締役の報酬等の額は2,000万円以内。取締役が使用人を兼ねる場合、その使用人分給与を含みません。以下「現金報酬制度部分」といいます。）、およびそれとは別枠として、当社の取締役にストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額5,000万円以内（うち社外取締役の報酬等の額はゼロ）とする旨ご承認いただき今日に至っております。本議案は、新たに取締役に対する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2の枠内で取締役会にご一任頂きたいと存じます。

本制度は、当社の業績と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、平成29年6月株主総会終結の時をもって終了する任期から平成33年6月株主総会終結の時をもって終了する任期までの5年間（以下「対象期間」といいます。）に在任する当社の取締役（社外取締役を除き、以下同様とします。）に対して、本制度に基づく新たな株式報酬を、現金報酬制度部分とは別枠として、支給する旨のご承認をお願いするものです。なお、本議案の承認可決を条件として、株式報酬型ストックオプションは廃止し、新規に新株予約権の付与は行わないことといたします。

また、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり可決されますと、本株主総会終結の時点において、本制度の対象となる取締役の員数は4名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、経営目標とする財務指標に対する達成度等一定の基準に依拠して当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

(2) 当社が拠出する金員の上限

本信託の当初の信託期間は5年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金9億円を上限とする金員を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を延長し（本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転させることにより実質的に信託期間を延長する場合を含みます。以下同様とします。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、その延長年数に金1億80百万円を乗じた金額を上限とする金員を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記(3)①のポイント付与および後記(4)の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式数の算定方法と上限

①取締役に対するポイントの付与方法およびその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の交付規程に定めるポイント付与日に、役位別基準ポイントおよび直前に終了する事業年度における業績連動係数に応じて算定される数のポイントを付与します。但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1年当たり200,000ポイントを上限とします。
[算定式]

役位別基準ポイント × 業績連動係数※

※業績連動係数は、連結営業利益および連結売上高等の経営目標とする財務指標に対する達成率等に基づき、0%から150%の範囲で変動します。

但し、ポイント付与のための評価の対象とする期間において当該取締役が在任していなかった期間がある場合等には、その在任期間に応じてポイント数の調整を行うことがあります。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与を受けたポイントの数に応じて、下記(4)の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

(4)取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。但し、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

以 上

This image shows a full page of a worksheet designed for handwriting practice. It features 20 evenly spaced, horizontal dashed lines across the entire width of the page. The background is plain white, and there are no margins, text, or other markings present.

当社へのご案内

■阪急電鉄

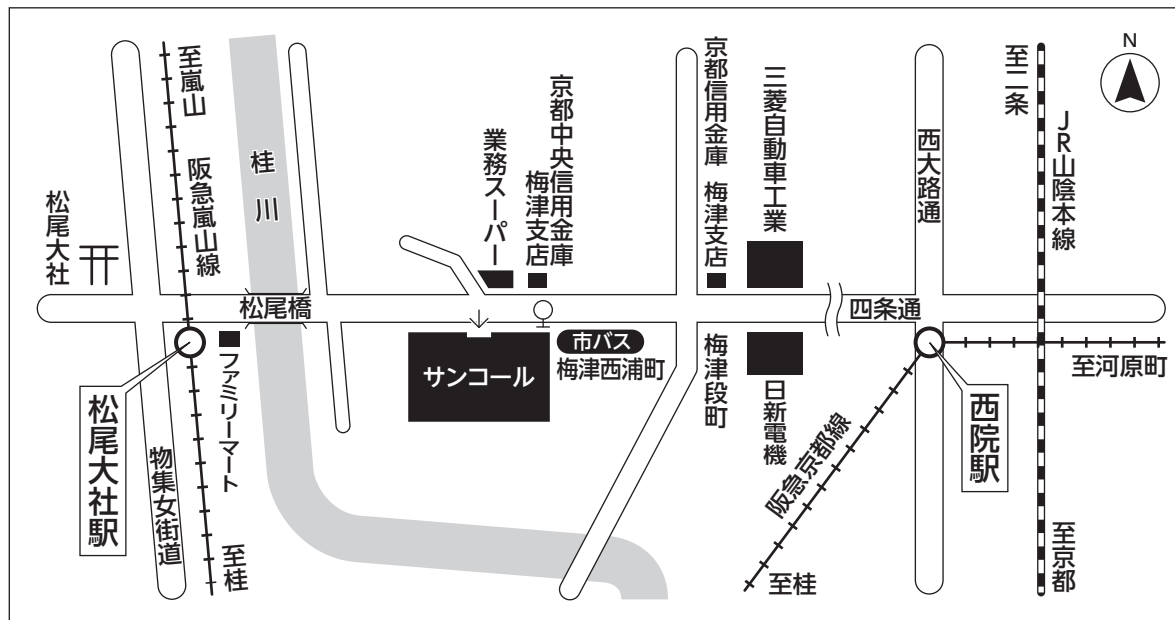
- 嵐山線 松尾大社駅より 東へ徒歩10分

■市バス

- 京都駅より：28系統「梅津西浦町」下車
- 京都駅八条口より：71系統「梅津西浦町」下車
- 西大路四条（阪急電鉄 京都線 西院駅）より：
3・28・29・67・71系統「梅津西浦町」下車

■タクシー

- 京都駅～梅津西浦町…約25分
- 阪急電鉄京都線 西院駅～梅津西浦町…約10分



- ◎ 当日ご出席いただきました株主様にお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、お土産は、ご出席の株主お一人様につき1つとさせていただきます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。